

令和元年 5 月 25 日

会員各位

中野区バドミントン協会

会長 堺 栄一

当協会主催、主管大会におけるサービスルールの変更について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当協会の事業にご協力頂
きまことにありがとうございます。

さて、平成 31 年 4 月 1 日より公益財団法人日本バドミントン協会競技規則の一部
が改定されております。具体的には、競技規則 第 9 条 第 1 項のサービス高に関する
記述で、

- (6) サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体が必ずコート面から
1.15m 以下でなければならない。

となっております。当協会といたしましては、本来であれば平成 31 年度春季大会か
ら当該ルールを適用すべきでありましたが、サービス高を判定する方法の面から
本改定を適用することは困難と判断し見送りました。

今般、サービス高判定の方法における指針が整いましたので、夏の団体戦 I から適用
することに決定いたしました。当該大会以降のすべての大会においてサービス高固定
ルールが適用されますので、参加者の方々におかれましては競技および審判上におい
てご承知いただきますようよろしくお願いいたします。

ルール適用に際し、以下の様にサービス高判定の方法を定めます。

- ・ポストにコート面から 1.15m 高さのところにテープなどでマークを付け、
そのマークを基にコート面から 1.15m の高さのところに水平面をイメージし、
判定をする。
- ・テープ等のマーキング部材の上面が 1.15m となるように設置する。

(東京都バドミントン協会 サービス高判定方法の指針に基づく)

新ルールへの移行が支障なく行われますよう、皆様のご協力をお願いいたします。